

議員提出議案第6号

柳井市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月23日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇文毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡実千男

坂，丹 徳

名 国 泰 照

藤 沢 宏 司

柳井市議会議長 山本達也様

柳井市議会会議規則の一部を改正する規則

柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第102条」の次に「—第104条」を加える。

第3条第3項中「ときは、」の次に「討論を用いないで会議に諮って」を加える。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合にあつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第18条第1項ただし書中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「又は承認」を削り、同項中「委員会の承認」を「委員会の許可」に改める。

第19条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

第28条中「点呼に応じて」を「指示に従って」に、「投票用紙を投票箱に投入」を「投票」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第42条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第43条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第60条ただし書中「主旨」を「趣旨」に改める。

第70条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第70条の4第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第71条第1項中「し、又は記録」を削る。

第74条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第90条を次のように改める。

（決定の通知）

第90条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第94条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第95条中「すべて」を「全て」に改める。

第102条を第104条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第102条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（議事日程の作成及び配布）、第78条（請願文書表の作成及び配布）、第80条（請願の委員会付託）第1項及び第85条（陳情書の処理）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされたとき、又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法によ

り行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第103条 この規則の規定（第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第68条（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第7号

柳井市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月23日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇文毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡実千男

坂井徳

志国泰昭

藤沢宏司

柳井市議会議長 山本達也様

柳井市議会委員会条例の一部を改正する条例

柳井市議会委員会条例（平成17年柳井市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「8人以内」を「6人」に改める。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第41条、第43条第1項及び第54条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第59条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第64条を次のように改める。

（委員会の記録）

第64条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議員提出議案第8号

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月23日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇文毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡実千男

坂ノ井徳

長岡泰照

藤沢宏司

柳井市議会議長 山本達也様

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

柳井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年柳井市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議会における会派」を「議員」に改める。

第2条中「会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「議員」に改める。

第3条第1項中「おける当該会派の所属議員数に」を「在職する議員に対し、」に改め、「を乗じて得た額を限度に」を「とし、年間分を一括」に改め、同項ただし書中「限度に」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

第3条第3項中「所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派の所属議員に含まないものとし、」を削り、同条に次の1項を加える。

4 政務活動費は、4月30日又は当該政務活動費の額の算定に用いた最初の月の末日（その日が柳井市の休日に関する条例（平成17年柳井市条例第2号）に規定する市の休日であるときは、その前日）にこれを交付する。

第4条を次のように改める。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第5条第1項中「会派」を「議員」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「会派の経理責任者」を「議員」に改め、同条第3項中「会派が解散した」を「議員が議員でなくなった」に、「当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから」を「議員でなくなった日から」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「会派」を「議員」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表調査研究費の項から資料購入費の項までの規定中「会派」を「議員」に改める。

別記様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「会派名」を「議員名」に改め、「経理責任者名」を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議員提出議案第9号

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年12月23日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇 文 毅

賛成者 柳井市議会議員

平岡 栄 介 男

坂 井 徳

名 園 泰 照

藤 沢 宏 司

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成20年柳井市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

別表の職名の欄に掲げる2以上の職に就く場合の議員報酬は、当該職に係る議員報酬のうち最も高い額を支給する。

別表中「第2条」の次に「、第3条」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。